

委員会提出議案第 2 号

秦野市議会会議規則の一部を改正することについて

秦野市議会会議規則の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 6 月 2 4 日提出

秦野市議会議会運営委員会

委員長 小 菅 基 司

提案理由

地方自治法の一部改正に伴う標準市議会会議規則の改正を踏まえ、議会における手続きについて、情報通信技術を利用した方法により行うこと、またオンラインによる方法により委員会を開催することを可能とするために必要な規定を整備するほか、本市議会運営に合わせた所要の改正を行うとともに、字句の整理を行うものであります。

秦野市議会会議規則の一部を改正する規則

秦野市議会会議規則（平成3年秦野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第165条」を「第166条」に、「第166条」を「第167条」に、「第167条」を「第168条—第170条」に改める。

第9条第2項本文中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第19条第1項中「承認を得なければならない」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得て、撤回又は訂正することができる」に改め、同条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第23条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第24条第1項中「終わった」を「終わった」に改め、同条第2項中「終らない」を「終わらない」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に改める。

第30条及び第42条中「終わった」を「終わった」に改める。

第44条第2項中「終らなかった」を「終わらなかった」に、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の同意を得て」を加え、「すること」を「求めること」に改める。

第52条第1項中「終わった」を「終わった」に改める。

第54条中「発言し」を「登壇して発言し」に、「終わった」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第59条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第60条第1項中「終わった」を「終わった」に改める。

第67条中「とろうとする」を「採ろうとする」に改める。

第70条第1項中「とろうとする」を「採ろうとする」に改め、同条第2項

中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 7 1 条第 1 項中「とる」を「採る」に改める。

第 7 6 条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 7 7 条第 1 項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「とる」を「採る」に改める。

第 8 0 条第 1 項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定により」に改める。

第 8 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改め、同項第 4 号中「事務局職員」を「議会局職員」に改め、同条第 2 項中「録音機」を「議長が適当と認める方法」に改める。

第 8 6 条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第 8 8 条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第 1 2 3 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第 9 4 条の次に次の 1 条を加える。

（出席委員に関する処置）

第 9 4 条の 2 この章における出席委員には、法第 1 0 9 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第 1 0 0 条中「承認を得なければならない」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得て、撤回することができる」に改める。

第 1 1 0 条中「終わった」を「終わった」に改める。

第 1 1 7 条第 1 項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第 2 項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 前 2 項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。
- 4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第 1 1 8 条中「終わった」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を

「終わる」に改める。

第121条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第122条第1項中「終った」を「終わった」に改める。

第125条の見出し中「朗読」を「配付」に改め、同条中「職員に朗読させることができる」を「その写しを委員に配付する。ただし、やむを得ないときは、職員による朗読により配付に代えることができる」に改める。

第128条中「とろうとする」を「採ろうとする」に改める。

第129条に次のただし書を加える。

ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第131条第1項中「とろうとする」を「採ろうとする」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第132条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第137条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第138条中「とる」を「採る」に改める。

第139条第5項中「承認」を「許可」に改め、同項ただし書中「議題となったものは、撤回することができない」を「議題となったものを撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が、会議の議題となった請願の紹介を取り消そうとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得て取り消すことができる。

第141条第1項ただし書中「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「提出されたものとみなす」を「提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第142条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第143条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第145条中「その内容が請願に適合するもの」を「必要があると認めるもの」に改める。

第152条ただし書中「議長又は委員長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められるものであって、議長又は委員長にあらかじめ許可を得たものについては」に改める。

第157条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「、新聞、文書等の印刷物」を「等」に改める。

第167条を第170条とし、同条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第168条 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して行われる通知のうち、この規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、その通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうち、この規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、この規則の規定にかかわらず、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、その通知を受ける者が、電子情報処理組織を使用する方法により受け取ることができないときは、この限りでない。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、この規則に規定する方法により行われたものとみなす。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、その通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち、この規則の規定により署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、その署名等に関する規定にか

かわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

- 6 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち、第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、その通知のうち該当部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」と読み替える。

（電磁的記録による作成等）

- 第169条 この規則の規定（第28条第1項（第74条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、その規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、この規則の規定により文書等により行われたものとみなして、作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第166条を第167条とする。

第165条を第166条とし、第162条から第164条までを1条ずつ繰り下げ、第161条の次に次の1条を加える。

（代理弁明）

- 第162条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員に自己に代わって弁明させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

委員会提出議案第２号 秦野市議会会議規則の一部を改正する規則案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
目次	目次
第１章 会議	第１章 会議
第１節 総則（第１条―第１３条）	第１節 総則（第１条―第１３条）
第２節 議案及び動議（第１４条―第１９条）	第２節 議案及び動議（第１４条―第１９条）
第３節 議事日程（第２０条―第２４条）	第３節 議事日程（第２０条―第２４条）
第４節 選挙（第２５条―第３３条）	第４節 選挙（第２５条―第３３条）
第５節 議事（第３４条―第４７条）	第５節 議事（第３４条―第４７条）
第６節 秘密会（第４８条・第４９条）	第６節 秘密会（第４８条・第４９条）
第７節 発言（第５０条―第６６条）	第７節 発言（第５０条―第６６条）
第８節 表決（第６７条―第７７条）	第８節 表決（第６７条―第７７条）
第９節 公聴会及び参考人（第７８条―第８４条）	第９節 公聴会及び参考人（第７８条―第８４条）
第１０節 会議録（第８５条―第８９条）	第１０節 会議録（第８５条―第８９条）
第２章 委員会	第２章 委員会
第１節 総則（第９０条―第９４条）	第１節 総則（第９０条―第９４条）
第２節 審査（第９５条―第１１１条）	第２節 審査（第９５条―第１１１条）
第３節 秘密会（第１１２条・第１１３条）	第３節 秘密会（第１１２条・第１１３条）
第４節 発言（第１１４条―第１２５条）	第４節 発言（第１１４条―第１２５条）
第５節 委員長及び副委員長の互選（第１２６条・第１２７条）	第５節 委員長及び副委員長の互選（第１２６条・第１２７条）

第6節 表決（第128条—第138条）

第3章 請願（第139条—第145条）

第4章 辞職及び資格の決定（第146条—第150条）

第5章 規律（第151条—第159条）

第6章 懲罰（第160条—第166条）

第7章 議員の派遣（第167条）

第8章 補則（第168条—第170条）

附則

（会議時間）

第9条 （略）

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 （略）

（事件の撤回及び訂正並びに動議の撤回）

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、若しくは訂正しようとするとき又は会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議

第6節 表決（第128条—第138条）

第3章 請願（第139条—第145条）

第4章 辞職及び資格の決定（第146条—第150条）

第5章 規律（第151条—第159条）

第6章 懲罰（第160条—第165条）

第7章 議員の派遣（第166条）

第8章 補則（第167条）

附則

（会議時間）

第9条 （略）

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 （略）

（事件の撤回及び訂正並びに動議の撤回）

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、若しくは訂正しようとするとき又は会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。

題となる前においては、議長の許可を得て、撤回又は訂正することができる。

2 議員が提出した事件及び動議について前項の許可を求めようとするときは、提出者が請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案について、第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長が請求しなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議長は、議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき又はその議事が終わらなかったときは、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議長は、議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、散会を宣告しなければならない。

2 議長は、議事日程に記載した事件の議事を終わらない場合でも、必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、討論を用いしないで会議に諮って延会することができる。

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票用紙を投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有

2 議員が提出した事件及び動議について前項の承認を求めようとするときは、提出者が請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案について、第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長が請求しなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議長は、議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき又はその議事が終らなかったときは、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議長は、議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、散会を宣告しなければならない。

2 議長は、議事日程に記載した事件の議事を終らない場合でも、必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、討論を用いしないで会議に諮って延会することができる。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終ったと認めるときは、投票漏れの有

有無を確かめ、投票の終了を宣告しなければならない。その宣告があった後は、投票することができない。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終わったときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査及び調査に係る期限)

第44条 (略)

2 第38条の規定にかかわらず、前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 (略)

2 委員会は、その審査中又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の同意を得て、中間報告を求めることができる。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告をした者の全てが発言を終わった後でなければ、発言を求めることができない。

2・3 (略)

(議長の発言討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き、登壇して発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければ

無を確かめ、投票の終了を宣告しなければならない。その宣告があった後は、投票することができない。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終わったときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査及び調査に係る期限)

第44条 (略)

2 第38条の規定にかかわらず、前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 (略)

2 委員会は、その審査中又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告をした者の全てが発言を終わった後でなければ、発言を求めることができない。

2・3 (略)

(議長の発言討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き、発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。

ばならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑及び討論の終結)

第60条 議長は、質疑又は討論が終わったときは、その終結を宣告しなければならない。

2・3 (略)

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告しなければならない。

(起立、挙手等による表決)

第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者に対して、起立又は挙手等による意思表示（以下「挙手等」という。）をさせ、その多少を認定して可否の結果を宣告しなければならない。

2 議長は、起立若しくは挙手等をした者の多少を認定することができないとき又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、記名又は無記名の投票により表決を採らなければならない。

ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終らなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑及び討論の終結)

第60条 議長は、質疑又は討論が終ったときは、その終結を宣告しなければならない。

2・3 (略)

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告しなければならない。

(起立、挙手等による表決)

第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者に対して、起立又は挙手等による意思表示（以下「挙手等」という。）をさせ、その多少を認定して可否の結果を宣告しなければならない。

2 議長は、起立若しくは挙手等をした者の多少を認定することができないとき又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、記名又は無記名の投票により表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要と認めるとき又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。この場合において、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告しなければならない。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、起立又は挙手等の方法により表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決め、その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、議長は、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により

(投票による表決)

第71条 議長が必要と認めるとき又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。この場合において、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告しなければならない。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、起立又は挙手等の方法により表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決め、その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、議長は、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で

申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(会議録の記載事項)

第85条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1)－(3) (略)

(4) 職務のため議場に出席した議会局職員の職及び氏名

(5)－(15) (略)

2 議事は、議長が適当と認める方法により記録する。

(会議録の配付)

第86条 会議録は、議員及び関係者に配付する。

(会議録署名議員)

第88条 会議録に署名する議員は、3人とし、議長が会議において指名する。

(出席委員に関する処置)

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9

申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(会議録の記載事項)

第85条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1)－(15) (略)

(4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職及び氏名

(5)－(15) (略)

2 議事は、録音機により記録する。

(会議録の配付)

第86条 会議録は、議員及び関係者に配付 (会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。) する。

(会議録署名議員)

第88条 会議録に署名する議員 (会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員) は、3人とし、議長が会議において指名する。

項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

（動議の撤回）

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得て、撤回することができる。

（委員会報告書）

第110条 委員会は、事件の審査又は調査が終わったときは、報告書を作り、委員長が議長に提出しなければならない。

（委員外議員の発言）

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員（以下この条において「委員外議員」という。）に対してその出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、それを認めることができる。

3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

（動議の撤回）

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。

（委員会報告書）

第110条 委員会は、事件の審査又は調査が終わったときは、報告書を作り、委員長が議長に提出しなければならない。

（委員外議員の発言）

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対してその出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、それを認めることができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(委員長の発言)

第118条 委員長が発言しようとするときは、委員席に着き、発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(発言の継続)

第121条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑及び討論の終結)

第122条 委員長は、質疑又は討論が終わったときは、その終結を宣告しなければならない。

2・3 (略)

(答弁書の配付)

第125条 委員長は、市長その他関係機関の説明員が質疑に対して直ちに答弁することができない場合において、答弁書を提出したときは、その写しを委員に配付する。ただし、やむを得ないときは、職員による朗読により配付に代えることができる。

(委員長の発言)

第118条 委員長が発言しようとするときは、委員席に着き、発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。

(発言の継続)

第121条 会議の中止又は休憩のため発言が終らなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑及び討論の終結)

第122条 委員長は、質疑又は討論が終ったときは、その終結を宣告しなければならない。

2・3 (略)

(答弁書の朗読)

第125条 委員長は、市長その他関係機関の説明員が質疑に対して直ちに答弁することができない場合において、答弁書を提出したときは、職員に朗読させることができる。

(表決問題の宣告)

第128条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告しなければならない。

(不在委員)

第129条 表決の際に会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(起立、挙手等による表決)

第131条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者に対して、起立又は挙手等をさせ、その多少を認定して可否の結果を宣告しなければならない。

2 委員長は、起立若しくは挙手等をした者の多少を認定することができないとき又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、記名又は無記名の投票により表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第132条 委員長が必要があると認めるとき又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票により表決を採る。

2 (略)

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。この場合において、異議がないと認めるときは、

(表決問題の宣告)

第128条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告しなければならない。

(不在委員)

第129条 表決の際に会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(起立、挙手等による表決)

第131条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者に対して、起立又は挙手等をさせ、その多少を認定して可否の結果を宣告しなければならない。

2 委員長は、起立若しくは挙手等をした者の多少を認定することができないとき又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、記名又は無記名の投票により表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第132条 委員長が必要があると認めるとき又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票により表決をとる。

2 (略)

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。この場合において、異議がないと認めるときは、

可決の旨を宣告しなければならない。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、起立又は挙手等の方法により表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決め、その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、委員長は、表決の順序について出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第139条 (略)

2-4 (略)

5 請願者は、請願書を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、既に会議の議題となったものを撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。

6 議員が、会議の議題となった請願の紹介を取り消そうとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得て取り消すことができる。

(請願の委員会付託)

第141条 議長は、請願文書表の配付とともに、その請願を所

可決の旨を宣告しなければならない。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、起立又は挙手等の方法により表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決め、その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、委員長は、表決の順序について出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第139条 (略)

2-4 (略)

5 請願者は、請願書を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。ただし、既に会議の議題となったものは、撤回することができない。

(請願の委員会付託)

第141条 議長は、請願文書表の配付とともに、その請願を所

管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が複数の委員会の所管に属する場合は、複数の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第142条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(請願の審査報告)

第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決により特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が複数の委員会の所管に属する場合は、複数の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の委員会出席)

第142条 (略)

2 (略)

(請願の審査報告)

第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(陳情書等の処理)

第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。ただし、議長において会議に付する必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(携帯品)

第152条 議場又は委員会会議室に入る者は、議場又は委員会会議室の秩序を乱し、又は他の出席者の迷惑となるものを着用し、若しくは携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められるものであって、議長又は委員長にあらかじめ許可を得たものについては、この限りでない。

(資料等の配付許可)

第157条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配付するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(代理弁明)

第162条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員に自己に代わって弁明させることができる。

2 (略)

(陳情書等の処理)

第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。ただし、議長において会議に付する必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(携帯品)

第152条 議場又は委員会会議室に入る者は、議場又は委員会会議室の秩序を乱し、又は他の出席者の迷惑となるものを着用し、若しくは携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配付許可)

第157条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞、文書等の印刷物を配付するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(戒告及び陳謝の方法)

第 1 6 3 条 (略)

(出席停止の期間)

第 1 6 4 条 (略)

(出席停止期間中出席したときの処置)

第 1 6 5 条 (略)

(懲罰の宣告)

第 1 6 6 条 (略)

(議員の派遣)

第 1 6 7 条 (略)

(電子情報処理組織による通知等)

第 1 6 8 条 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して行われる通知のうち、この規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、その通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうち、この規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、この規則の規定にかかわらず、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、その通知を受ける者が、

(戒告及び陳謝の方法)

第 1 6 2 条 (略)

(出席停止の期間)

第 1 6 3 条 (略)

(出席停止期間中出席したときの処置)

第 1 6 4 条 (略)

(懲罰の宣告)

第 1 6 5 条 (略)

(議員の派遣)

第 1 6 6 条 (略)

電子情報処理組織を使用する方法により受け取ることができないときは、この限りでない。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、この規則に規定する方法により行われたものとみなす。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、その通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち、この規則の規定により署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、その署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち、第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、その通知のうち該当部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定

により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」と読み替える。

(電磁的記録による作成等)

第169条 この規則の規定(第28条第1項(第74条において準用される場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。))が規定されているものについては、その規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、この規則の規定により文書等により行われたものとみなして、作成等に関するこの規則の規定を適用する。

(この規則の疑義に対する処置)

第170条 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の疑義に対する処置)

第167条 (略)